

投資事業有限責任組合の海外投資規制の特例制度に関する Q&A

令和3年7月

経済産業省 イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課

オープンイノベーション要件について教えてください。

(回答)

オープンイノベーション要件については、以下に該当するかを確認します。

「投資先の国外の事業者と、我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。」

なお、オープンイノベーション要件への該当性について、事前に経済産業省への相談を行うことも可能です。相談された内容と同一のものを申請頂ければ、経済産業省側の回答も同一となります。

「投資先の国外の事業者と、我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。」という基準の意味するところについて、具体的に教えてください。

(回答)

オープンイノベーション性を満たす投資の例については概要資料をご覧ください。これらの基準は、多様なオープンイノベーションの形を支援すべきという趣旨に鑑み、外形的な定量基準を含まないものとなっています。したがって、具体的な事例における運用については、経済産業省にご相談ください。

オープンイノベーションに資するファンドであるか否かは、どのように審査を行うのですか。

(回答)

海外投資をどの程度実施していく予定なのかといったファンドの投資方針や、投資担当者の過去の投資実績、資金調達の方法等を記載することとしており、ファンドとして、我が国企業と海外企業のオープンイノベーションを進めるためのノウハウや体制を有しているかという点について審査を行います。

個別の投資案件が、オープンイノベーションに資するものであるか否かは、どの時点で確認を受ける必要がありますか。

(回答)

当該個別の投資により、海外投資 50%上限を超える場合には、投資前に、当該個別案件がオープンイノベーション性を満たすかの確認を受けることが必要です。個別案件の投資によっても、海外投資 50%上限を超えない場合には、投資後に、当該個別案件がオープンイノベーション性を満たすかの確認申請を行うことが可能です。

認定を受けたファンドは、オープンイノベーションに資する海外投資案件にしか投資をできないのでしょうか。

(回答)

認定を受けたファンドは、オープンイノベーションに資する海外投資案件以外にも投資を行うことができます。

L P S 法では、外国法人への出資について総組合員の出資額の総額の 5 0 % に満たない範囲で行うことができるとされていますが、これは総組合員の既出資額の 5 0 % 未満なのか出資約束額の 5 0 % 未満なのかどちらでしょうか。

(回答)

既出資額の 5 0 % 未満です。L P S 法では外国法人の株式等の取得・保有はあくまで例外的に認められた業務であり、このことから出資約束額ではなく現に出資された金額を基準に上限額が設けられています。

外国法人への出資が出資総額の 50%を超えるかどうかの判定は時価ベース、簿価ベースのどちらで行うのでしょうか。

(回答)

簿価ベースで判定を行います。

外国法人は、認定ファンドの無限責任組合員になることはできますか。

(回答)

L P S 法では G P の資格を制限する規定はありません。したがって、外国法人が L P S 法上 G P になることは禁止されていません。しかしながら、G P については、L P S 法で組合契約書の必要的記載事項である「氏名又は名称及び住所」の登記を義務づけているため、外国法人が登記を行えるかについては留意が必要です。

外国人が、認定ファンドの投資担当者になることはできますか。

(回答)

LPS 法では投資担当者の資格を制限する規定はありません。したがって、外国人が投資担当者になることは禁止されていません。

どのような種類のファンドが認定を受けることができるのでしょうか。

(回答)

ベンチャーキャピタル、インフラファンド等、投資によって、オープンイノベーションにより国内事業者の競争力の強化に資することを旨とする投資事業有限責任組合が認定を受けることができます。

既存のファンドは認定を受けることができますか。

(回答)

既に投資をしている投資事業有限責任組合も、認定を受けることが可能です。ただし、組合契約に、外部経営資源活用促進投資事業を行う旨の記載が必要であり、組合契約を変更する必要がある場合があります。

申請者が法人ではなく個人の場合、具体的に確定申告書の何を提出すれば良いでしょうか。

(回答)

確定申告書は、法人における貸借対照表、損益計算書に代わるものとして提出していただくものです。白色申告の場合は、確定申告書（第1表）及び収支内訳書、青色申告の場合は、確定申告書（第1表）及び青色申告決算書を提出してください。